

女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第3期）

広島大学では、女性の個性と能力が十分に発揮できることとともに、職場全体のより働きやすい環境を整えるべく、「女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画」を次のように策定します。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1 女性教員の割合を22%程度にする。

<取組内容>

(令和8年4月～)

- ・女性教員限定公募を実施する。
- ・中長期的な教員採用計画のもと、女性教員の採用を推進する。
- ・女性教員採用割合の目標値を設定し、定期的に割合を学内に公表する。
- ・女性教員同士の交流機会の提供やネットワークづくりを支援する。

目標2 女性管理職の割合を30%程度にする。

<取組内容>

(令和8年4月～)

- ・管理職に対して、女性部下のキャリア支援に関する意識啓発を行う。
- ・中堅職員に対して、管理職へのキャリア形成を促す意識啓発を行う。
- ・学内の女性管理職をロールモデルとして紹介する。
- ・女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制の構築。

目標3 女性の育児休業取得率の高水準（90%以上）を維持する。
男性の育児休業取得率を50%にする。

<取組内容>

(令和8年4月～)

- ・子育て支援制度の情報を積極的に発信し、利用を促進する。
- ・育児休業取得者や両立支援制度の利用者をまじえて、育児中・育児予定の教職員同士が交流できる機会を提供する。
- ・育休復帰後も、柔軟な働き方を可能とする制度の利用促進（所定外労働の制限、時差出勤、テレワーク等）。